

茨城県管理河川鹿行ブロックの減災に係る取組方針

平成30年 3月

茨城県管理河川鹿行ブロック減災対策協議会

潮来市，銚田市，行方市，気象庁水戸地方气象台，茨城県

目 次

- 1 はじめに
 - 2 対象河川
 - 3 本協議会の構成員
 - 4 減災のための目標
 - 5 鹿行ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 過去の被害状況
 - ・ 河川改修の状況
 - ・ 主な課題
 - 6 現状と課題
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
 - 7 概ね5年で実施する取組
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
 - 8 フォローアップ
- 別添
- 参考資料
- (1) 【現状】
 - (2) 【課題】
 - (3) 【概ね5年で実施する取組】

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、平成29年4月19日に鹿行ブロックの関係3市（潮来市、銚田市、行方市）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川鹿行ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

本協議会の対象とする河川は、以下のとおりである。

| 県管理河川名 | 主な沿川市町村 | 備考 |
|--------|---------------|-----------|
| 雁通川 | 行方市 | |
| 蔵川 | 行方市 | |
| 山田川 | 行方市 | |
| 武田川 | 行方市 | |
| 鉾田川 | 鉾田市 | |
| 長茂川 | 鉾田市 | |
| 前川 | 潮来市 | |
| 稲井川 | 潮来市 | |
| 夜越川 | 潮来市 | |
| 城下川 | 行方市 | |
| 梶無川 | 行方市 (小美玉市) | 県央ブロックと重複 |
| 大谷川 | 鉾田市 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

() 内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

| 構成機関 | | 構成員 |
|------------|----------|-----|
| 潮来市 | | 市長 |
| 鉾田市 | | 市長 |
| 行方市 | | 市長 |
| 気象庁水戸地方气象台 | | 台長 |
| 茨城県 | | |
| 生活環境部 | 防災・危機管理局 | |
| | 防災・危機管理課 | 課長 |
| 土木部 | 河川課 | 課長 |
| 〃 | 潮来土木事務所 | 所長 |
| 〃 | 鉾田工事事務所 | 所長 |

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

| 構成機関 | |
|--------------|------------|
| 国土交通省関東地方整備局 | 霞ヶ浦河川事務所 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 利根川下流河川事務所 |
| 独立行政法人 水資源機構 | 利根川下流総合管理所 |

4 減災のための目標

平成29年4月19日に開催した第1回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

前川をはじめとする県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、鹿行ブロックの県管理河川において、以下の項目を2本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 鹿行ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

霞ヶ浦圏域は、茨城県の南東部に位置し、北に関東名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域内の一級河川には、前川をはじめとして48河川がある。霞ヶ浦圏域の面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。圏域内では、霞ヶ浦の水により農業用水をはじめとして、工業用水、上水と幅広い利用が図られ河川沿いなどの低平地は、広い水田地帯となっている。また、水郷筑波国立公園に指定された圏域南部の水郷地帯と、圏域北部の筑波山を中心とした山地を併せて持つ独特の景観を有している。

【過去の被害状況】

| 洪水名 | 雨量 (48時間) | 浸水家屋数 | 備考 |
|-----------------|--------------|---------|-------------|
| | | 霞ヶ浦圏域 | |
| 昭和13年 6月 低気圧 | 397.1mm | 84,290棟 | 県内全域の合計 |
| 昭和33年 9月 台風22号 | 251.3mm | 2,660棟 | 県内全域の合計 |
| 昭和56年 10月 台風24号 | 213.5mm | 1,760棟 | 圏域内関連市町村の合計 |
| 昭和61年 8月 台風10号 | 239.0mm | 3,544棟 | 〃 |
| 平成3年 9月 台風18号 | 192.0mm | 1,309棟 | 〃 |
| 平成10年 8月 台風4号 | 153.0mm | 15棟 | 〃 |
| 平成23年 9月 台風15号 | 154.0mm | 8棟 | 〃 |
| 平成25年 10月 台風26号 | 173.0mm | 421棟 | 〃 |

【河川改修の状況】

河川改修の箇所は下表に示すとおり。

| 対象河川 | 施工の場所 | 延長(km) | 実施内容 |
|------|------------------------------|--------|----------------------|
| 前川 | あやめ橋(0.1km)～ 前川橋付近(2.1km) | 2.0 | 護岸嵩上げ 河川拡幅, 橋梁架替え |
| 山田川 | 荷下橋(2.0km)～ 漢町橋付近(4.5km) | 2.54 | 河川拡幅, 橋梁架替え |

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化にも努める必要がある。

6 現状と課題

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○，課題：●（以下同様）

| 項目 | 現状と課題 | |
|--------------------------|--|--|
| 情報伝達、避難計画等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○水位周知河川についてホットラインの構築 ○前避難勧告等に関するガイドラインに基づいたマニュアルは作成済 ○防災行政無線やメール配信システムを整備済 ○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を実施 ○洪水予報河川、水位周知河川について水位情報をメール配信（登録制） ●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要 ●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要 ●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分 ●水位計や基準水位のない河川での情報収集が不十分 ●社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川への追加指定が必要 ●分かりやすい水位情報の提供が必要 ●県管理河川において広域避難の必要性の確認が必要 ●避難行動要支援者の全体数が不明 ●要配慮利用施設が地域防災計画に位置付けられていない | <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p> <p>E</p> <p>F</p> <p>G</p> <p>H</p> <p>I</p> |
| 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表 ○前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップは作成済 | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○浸水実績について把握 ○小学生を対象に授業で水害教育を実施 ○水防災に関する問い合わせ窓口を設置 ●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない ●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない ●まちごとハザードマップについて、一部電柱等で実施しているが、どの程度まで実施すればいいのかわからない ●浸水実績がデータベース等になっていない ●住民が事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない ●住民・教員・小学生の水防災意識のさらなる向上が必要 | <p>J</p> <p>K</p> <p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p> |
| 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○茨城県河川情報システムにより雨量、水位等の観測データ、河川の状況を把握 ●水位計等の観測機器の増設が必要 | P |

(2) 的確な水防活動のための取組

| 項目 | 現状と課題 | |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|
| 水防体制の強化に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ、ポスターにより水防団員等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 ●共同点検の継続が必要 ●水防団員の高齢化、減少 ●団員募集の効果的な広報の実施が必要 ●水防訓練において指導者が不足 | <p>Q</p> <p>R</p> <p>S</p> <p>T</p> |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○水害時に行政機能を維持するBCPを策定 ●施設により非常用電源の有無が異なる ●民間事業者が水防災に関する意識を高める機会が少ない | <p>U</p> <p>V</p> |

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

| 項目 | 現状と課題 | |
|------------------------------|--|---|
| 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | ○内水氾濫に関しては、関係各課と共有 ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 ●排水設備を所有していない | W |
| 浸水被害軽減地区の指定 | ●区域の把握ができていない | X |

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

| 項目 | 現状と課題 | |
|--------------|---|----------|
| 洪水氾濫を未然に防ぐ対策 | ○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施 ●河川堤防など多くの未整備箇所を整備が必要 | Y |
| 河川の適切な維持管理 | ○出水期前の河川総点検の実施 ○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 ●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要 ●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 | Z A A |

(5) 減災・防災に関する取組

| 項目 | 現状と課題 | |
|-----------------|---|------------|
| 適切な土地利用の促進 | ○関係部署での情報共有 ●正確な浸水実績が把握できていない | A B |
| 災害時及び災害復旧に対する支援 | ○県が実施する講習会へ参加 ●災害復旧経験者（技術者）の不足 ●災害復旧における職員の技術力向上が必要 | A C A D |

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

| 主な取組項目 | | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------|------------------------------|------------|--------------|----------|
| ① | 洪水時における河川管理者からの情報提供等 | A | 平成29年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ② | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 | A, B, C, D | 平成30年度から順次実施 | 協議会全体 |
| ③ | 水害危険性の周知促進 | E | 平成29年度から順次実施 | 茨城県 |
| ④ | ICTを活用した洪水情報の提供 | F | 平成29年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ⑤ | 広域避難体制の構築 | G | 平成30年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ⑥ | 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 | H, I | 引き続き実施 | 協議会全体 |
| ⑦ | 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | E, J | 順次実施 | 茨城県 |
| ⑧ | 水害ハザードマップの改良、周知、活用 | J, K, L | 平成29年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ⑨ | 浸水実績等の周知 | M, A B | 平成29年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |

| | | | | |
|---|----------------------|------|--------------|----------|
| ⑩ | 防災教育の促進 | N, O | 平成29年度から順次実施 | 協議会全体 |
| ⑪ | 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 | P | 引き続き実施 | 市町村, 茨城県 |

(2) 的確な水防活動のための取組

| | 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|------------------------------|-------|--------------|----------|
| ① | 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 | Q | 引き続き実施 | 市町村, 茨城県 |
| ② | 水防に関する広報の充実 | R, S | 引き続き実施 | 市町村, 茨城県 |
| ③ | 水防訓練の充実 | T | 平成30年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ④ | 水防団体間での連携、協力に関する検討 | T | 平成30年度から順次実施 | 市町村, 茨城県 |
| ⑤ | 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 | F, J | 引き続き実施 | 市町村, 茨城県 |
| ⑥ | 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 | U, V | 平成30年度から順次実施 | 協議会全体 |

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

| 主な取組項目 | | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------|--------------------------------------|-----------|------------------|---------|
| ① | 排水施設、排水資機材の運用 方法の改善及び排水施設の 整備等 | W | 平成30年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |
| ② | 浸水被害軽減地区の指定に 向けた検討 | X | 平成30年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

| 主な取組項目 | | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------|--------------------------|-----------|------------------|---------|
| ① | 堤防等河川管理施設の整備 | Y | 平成29年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |
| ② | 樋門・樋管等の施設の確実な 運用体制の確保 | Z, A A | 平成29年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |
| ③ | 河川管理の高度化の検討 | Z, A A | 平成30年度か ら順次実施 | 茨城県 |

(5) 減災・防災に関する取組

| 主な取組項目 | | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------|---------------------|-------------|------------------|---------|
| ① | 適切な土地利用の促進 | A B | 平成30年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |
| ② | 災害時及び災害復旧に対す る支援 | A C, A D | 平成30年度か ら順次実施 | 市町村、茨城県 |

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【概ね5年で実施する取組】

参考資料 (1)【現状】

対象外
未実施

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 現在の取り組み状況 | 銚田市 現在の取り組み状況 | 行方市 現在の取り組み状況 | 水戸气象台 現在の取り組み状況 | 茨城県 現在の取り組み状況 |
|-----------------------------------|---|--------------------------------------|--|---|---|--|
| (1)大規模氾濫減災協議会の設置 | | | | | | |
| 大規模氾濫減災協議会の設置 | 県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する | ・協議会及び幹事会設置済 | 減災対策協議会に参加 | 減災対策協議会に参加 | 委員・幹事として参加している | 県管理河川の流域が概ねブロック単位に収まるよう県内を6ブロックに分け、H29年5月末までに協議会及び幹事会を設置 |
| (2)円滑かつ迅速な避難のための取組 | | | | | | |
| ①情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | | | | |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) | 洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築 | 洪水予報河川(水位周知河川)についてのホットラインの構築済 | 洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済 | ・該当河川なし(国管理河川のみ) | | 洪水予報河川及び水位周知河川について、関係市町とホットラインを構築。 |
| 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) | 「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し | 地域防災計画の見直し中 前ガイドラインに基づいたマニュアルは作成済 | ・従前のガイドラインに基づいたマニュアルは作成済 新ガイドラインに対応した見直し中 | ・前ガイドラインに基づいたマニュアルのため、新ガイドラインに対応した見直しを検討中 | | 洪水予報河川及び水位周知河川については、氾濫危険水(洪水特別警戒水位)及び伝達方法を設定 |
| | 住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | 防災無線(デジタル化)を整備中 メール配信システム整備中 | ・防災情報ネットワークシステム ・防災行政無線、メール配信システムを整備 | ・防災行政無線やエリア放送、メルマガと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み | | Lアラート、緊急速報メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築。 茨城県河川情報システムの一部を多言語化 |
| | 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | 洪水予報河川(水位周知河川)についてのホットラインの構築済 | タイムラインの作成に向け検討中 | ・(国管理河川のみ整備済み) | | タイムラインの作成に向け検討中 |
| | タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練 | 洪水予報河川(水位周知河川)についてのホットラインの構築済 | - | ・(国管理河川のみ実施) | | 図上型防災訓練実施支援ワーキンググループを設置 |
| | 住民が参加する避難訓練 | - | - | - | | 市町村と合同で実施する総合防災訓練で避難訓練を実施 |
| | 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート) | | | | 平成29年7月4日より提供開始 | - |
| 水害危険性の周知促進 | 水位周知河川の指定推進 | - | - | - | | 今年度新たに2河川を追加指定し16河川を指定済。 |
| ICTを活用した洪水情報の提供 | プッシュ型の洪水予報等の情報発信 | - | - | - | | 防災情報ネットワークシステムに登録することで、洪水予報河川及び水位周知河川におけるメール配信 |
| 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 | 広域避難計画の策定 | 関係4市で協定を締結 | ・現時点では必要性はなし | - | | 広域避難検討ワーキンググループを設置 |
| 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 | 防災情報等に関する説明会の開催 | - | - | - | 12月22日茨城県庁 9階 講堂 44市町村の防災、福祉担当者 約200名 2月3日 常陸大宮文化センター 要配慮者施設管理者 約500名 2月7日 常総市地域交流センター 要配慮者施設管理者 約600名 2月14日 小美玉市小川文化センター要配慮者施設管理者 約600名 | 要配慮者支援施設管理者へ説明会を実施 |
| | 避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検 | - | - | - | 避難確保計画作成の支援 | - |
| | 避難行動要支援者個別計画の作成等の促進 | 承諾を得た人のみ作成(区長、民生員、消防部長に配布済み) | - | - | 承諾を得た人のみ作成(区長、民生員、消防部長に配布済み) | - |

参考資料 (1)【現状】

対象外
未実施

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 現在の取り組み状況 | 銚田市 現在の取り組み状況 | 行方市 現在の取り組み状況 | 水戸气象台 現在の取り組み状況 | 茨城県 現在の取り組み状況 |
|----------------------------|--|------------------------------|---|---|--------------------|--|
| ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | | | | |
| 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表 | | | | | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 |
| 水害ハザードマップの改良、周知、活用 | 洪水ハザードマップの更新・周知 | 既存計画図は配布済 | ・前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップは作成済。 | ・更新された浸水想定エリア・深に合わせ、H30に更新予定(国管理河川のみ) | | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 |
| | 内水ハザードマップの作成・周知 | 既存計画図は配布済 | - | - | | - |
| | まるとまちごとハザードマップの作成・拡充 | 既存計画図は配布済 | - | ・検討中 | | - |
| 浸水実績等の周知 | 【再掲】住民(自治会体未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | 防災無線(デジタル化)を整備中 メルマガによる周知 | ・防災情報ネットワークシステム ・防災行政無線、メール配信システムを整備 | ・防災行政無線やエリア放送、メルマガと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み | | Liアラート、緊急速報メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築。 茨城県水防情報テレメータシステムの一部を多言語化 |
| | 浸水実績の把握及び周知 | 過去の資料により整理済 | 過去の資料により把握済 | ・関係各課では共有 | | 水害統計調査により実施 |
| 防災教育の促進 | 水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | - | ・災害対応窓口を明確にしている | - | | 県庁河川課内に窓口を設置 |
| | 水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施 | - | - | ・国管理河川のみ実施 | | 県庁2階でパネル展を実施 |
| | 教員を対象とした講習会の実施 | 検討中 | - | - | | 学校防災に向け出前講座を毎年実施している。依頼があれば対応する |
| | 小学生を対象とした防災教育の実施 | 授業での水害教育の実施 | - | ・一部実施 | | 小学校への出前講座及び小学生を対象としたワークショップの実施 依頼があれば対応する |
| | 出前講座等を活用した講習会の実施 | 検討中 | - | - | | 防災士講座及び自治体向けワークショップの実施 依頼があれば対応する |
| ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | | | | | | |
| 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 | 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 | 国交省及び県の雨量計・水位計を活用 | ・県河川情報システムにより水位等の観測データ、河川の状況を把握している | ・国交省の雨量計、水位計を活用 | | 県HP(茨城県河川情報ネットワーク)により、公開中 |
| (3)的確な水防活動のための取組 | | | | | | |
| ①水防体制の強化に関する事項 | | | | | | |
| 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 | 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備 | - | - | - | | 水のうを全12事務所で配備 |
| | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 年1回の水防訓練の実施 | ・消防団として連絡体制を構築済 | ・出水期まえに消防団と実施 | | 国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を実施 |
| | 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 | ・国管理河川を対象に実施 | - | ・国管理河川を対象に実施 | | 出水期前に水防管理者と実施 |
| 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) | 水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進 | 消防団員の充実 | ・消防団員による入団勧誘 | ・市HPやパンフレット等で消防団員を募集 | | 県庁2階でパネル展を実施 |
| 水防訓練の充実 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 年1回の水防訓練の実施 | ・消防団として連絡体制を構築済 | ・出水期まえに消防団と実施 | | 国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を実施 |
| | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 水防団が参加した訓練の実施 | - | ・出水期まえに消防団と実施 | | 出水期前頃に水防管理者と実施 |
| 水防団間での連携、協力に関する検討 | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 水防団が参加した訓練の実施 | - | ・出水期まえに消防団と実施 | | 出水期前頃に水防管理者と実施 |
| | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 建設業組合と災害協定を締結済 | ・建設業協会と協定を締結済 | ・建設業協会と災害協定調整会議を実施 | | 建設業協会と災害協定を締結済み |

参考資料 (1)【現状】

対象外
未実施

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 現在の取り組み状況 | 銚田市 現在の取り組み状況 | 行方市 現在の取り組み状況 | 水戸気象台 現在の取り組み状況 | 茨城県 現在の取り組み状況 | |
|--|---|------------------|------------------|------------------|--|---|-------------------------------------|
| ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | | | | | | | |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 | | - | - | - | | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 防災無線電話や防災情報ネットワークシステムを病院等へ設置 | |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) | 水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | 検討中 | | ・庁舎は浸水想定区域外 | ・H29度策定 | 気象台の建っている場所は海拔29メートルの所に位置するため水害時のBCPの策定は行っていないが地震等のBCPを作成しており、水戸地方気象台が被害にあった場合は他の気象官署で代行運用を行う事となっている。 | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 |
| | 幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策 | 検討中 | | ・各施設管理者で実施 | ・対策を継続中 | 各浸水対策の作成の支援 | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 |
| | 浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 | 検討中 | | ・庁舎は浸水想定区域外 | ・概ね対策済み | 独自の変電設備を有し、自家発電については燃料補給なしでの3日間の連続運転が可能 | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 |
| | 水害に対応した企業BCP策定への支援 | | - | - | - | | 未実施 |
| (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 | | | | | | | |
| 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | 緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施 | - | - | | ・未実施も内水氾濫に関してはある程度特定されているため、関係課・消防団と連携して実施 | 洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 国土交通省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 | |
| 浸水被害軽減地区の指定 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 過去の資料により整理済 | 過去の資料により把握済 | | ・未実施も内水氾濫に関してはある程度特定されているため、関係課・消防団と連携して実施 | 水害統計調査により実施 | |
| (5) 河川管理施設の整備等に関する事項 | | | | | | | |
| 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) | 財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。 | | | | | 着実に治水効果を発言させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施 | |
| | ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。 | - | - | | ・土地改良区等が実施 | 県内では、治水対策を目的とした「ため池」等の活用事例はない。 | |
| | 出水期前の河川総点検の実施 | | | | | 出水期前の河川総点検の実施 | |
| | 点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 出水期前の河川総点検の実施 河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、樹木伐採等を実施。H28年度は30か所を計画38箇所を実施。 | |
| | 地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。 | | | | | 下流から順次整備することを基本としているが、近年の浸水被害状況等を踏まえながら必要に応じて上流・中流部の暫定的な整備を実施している。 | |
| | 近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し | | | | | - | |
| 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 | 河川管理施設の調査の実施 | - | - | | - | - | |
| 河川管理の高度化の検討 | ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用 | | | | | - | |
| その他 | 【再掲】出水期前の河川総点検の実施 | | | | | 出水期前の河川総点検の実施 | |
| | 【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 出水期前の河川総点検の実施 河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、樹木伐採等を実施。H28年度は30か所を計画38箇所を実施。 | |
| (6) 減災・防災に関する取組 | | | | | | | |
| 適切な土地利用の促進 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 過去の資料により整理済 | 過去の資料により把握済 | | ・関係各課では共有 | 水害統計調査により実施 | |
| | 災害危険区域の指定促進に向けた検討 | - | - | | - | | |
| 災害時及び災害復旧に対する支援 | 災害対応力の向上にかかる取組 | 県が実施する講習会等への参加 | | - | 消防団、自主防災組織で訓練等を実施 | 県職員や市町村職員を対象とした災害復旧講習会を実施 | |

参考資料 (2)【課題】

対象外
課題なし

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 課題 | 銚田市 課題 | 行方市 課題 | 水戸気象台 課題 | 茨城県 課題 |
|-----------------------------------|---|--|----------------------------------|---|---|--|
| (1)大規模氾濫減災協議会の設置 | | | | | | |
| 大規模氾濫減災協議会の設置 | 県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する | 各河川毎に協議会、幹事会が設立されると、複数の河川が対象となる場合、対応が困難。 | ・国・県・市で調整・連携をしていく必要がある | ・国、県、市で連携強化を図る | 国・県合わせて10箇所減災対策協議会の委員・幹事となっているため開催への対応が課題 | 減災の取組の継続性及び実効性の確保 |
| (2)円滑かつ迅速な避難のための取組 | | | | | | |
| ①情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | | | | |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) | 洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築 | 短時間で発生する水害に対応出来るための体制 | ・該当河川なし | 該当河川なし | | 水位周知河川以外(水位計や基準水位のない河川)の対応 |
| 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) | 「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し | ・新ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要。 | ・新ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要。 | ・新ガイドラインに基づくより具体的な見直しが必要 | | すべての市町村で新ガイドラインに基づく見直しが行われていない |
| | 住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | 防災無線の難聴地域・情報弱者・外国人等への伝達方法が不十分 | ・防災無線設備のデジタル化への対応 | ・高齢者等の情報弱者への伝達方法の確保 | | 防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報テレメータシステムの認知度不足 |
| | 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | タイムラインの作成 局地的な豪雨等に対応したタイムラインの作成 | ・タイムラインが未作成 ・水位計や基準水位のない河川がある | ・洪水予報河川及び水位周知河川がないためタイムラインが未作成 ・基準水位がわからない | | - |
| | タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練 | タイムラインの作成、日程調整が課題 | ・タイムラインが未作成 ・実施主体確認、訓練内容 | ・タイムラインが未作成 | | - |
| | 住民が参加する避難訓練 | タイムラインの作成、日程調整が課題 | ・タイムラインが未作成 ・実施主体確認、訓練内容 | ・想定が困難 | | - |
| | 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート) | | | | | 検証し精度の向上を計る |
| 水害危険性の周知促進 | 水位周知河川の指定推進 | | | | | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| ICTを活用した洪水情報の提供 | プッシュ型の洪水予報等の情報発信 | 洪水予報河川しか対応していない | ・洪水予報河川しか対応していない。 | ・洪水予報河川及び水位周知河川がない | | 分かりやすい水位情報の提供 |
| 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 | 広域避難計画の策定 | 実際の避難計画の策定 | ・現時点では必要性なし | - | | 県管理河川において広域避難計画の必要性の確認 |
| 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 | 防災情報等に関する説明会の開催 | 災害情報の把握 | ・施設管理者の意識向上 | ・県管理河川に対して地域防災計画に明確な位置づけがない | 説明した内容をどの位理解されたか | 進捗状況の確認 |
| | 避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検 | 想定による浸水想定が不明確 | ・施設管理者の意識向上 | ・県管理河川には浸水想定エリアがない | 支援の周知・広報 | 進捗状況の確認 |
| | 避難行動要支援者個別計画の作成等の促進 | 避難行動要支援者の実数が不明確 | ・避難行動要支援者の実数が不明確 | 個人情報の取扱い | | 進捗状況の確認 |

参考資料 (2)【課題】

対象外
課題なし

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 課題 | 銚田市 課題 | 行方市 課題 | 水戸気象台 課題 | 茨城県 課題 |
|----------------------------|--|-------------------------------|---------------------------------|---|----------------------|--|
| ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | | | | |
| 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表 | | | | | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| 水害ハザードマップの改良、周知、活用 | 洪水ハザードマップの更新・周知 | 新たな想定区域の配布 | ・新たな想定区域の配付 | ・基となる洪水浸水想定区域図(水位周知河川等)がない | | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| | 内水ハザードマップの作成・周知 | 新たな想定区域の配布 | ・基礎となる内水浸水想定区域図がない | ・基となる内水浸水想定区域図がない | | 県内に内水浸水想定区域図の事例がない |
| | まるごとまちごとハザードマップの作成・拡充 | 新たな想定区域の配布 | ・どの程度まで実施すればいいのかわからない | ・一部電柱広告等を利用しているが、程度が難しい | | |
| 浸水実績等の周知 | 【再掲】住民(自治会体未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | 防災無線の難聴地域・情報弱者・外国人等への伝達方法が不十分 | ・防災無線設備のデジタル化への対応 ・外国人への伝達方法 | ・高齢者等の情報弱者への伝達方法の確保 | | 防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報テレメータシステムの認知度不足 |
| | 浸水実績の把握及び周知 | 正確な浸水実績の取りまとめができていない | ・正確な浸水実績が把握できていない | ・浸水想定及び浸水した範囲の把握が困難 | | 正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない |
| 防災教育の促進 | 水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 問い合わせ先の未整備 | ・管理区分の連携 | ・事前準備をする際の専用問い合わせ先がない | | 対応窓口が少ない |
| | 水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施 | 市民の水防意識の低下 | ・水害に対する危機管理の軽視 | ・大規模水害に対する危機管理意識の高揚 | | - |
| | 教員を対象とした講習会の実施 | 教員の水防意識の低下 | ・指導者の不足 | ・大規模水害に対する危機管理意識の高揚 | 気象台の職員が少ない(マンパワーの不足) | - |
| | 小学生を対象とした防災教育の実施 | 指導者不足 | ・指導者の不足 | ・学校教育との連携 | 気象台の職員が少ない(マンパワーの不足) | - |
| | 出前講座等を活用した講習会の実施 | 指導者不足 | ・指導者の不足 | ・大規模水害等に関する認識を高める機会 | 気象台の職員が少ない(マンパワーの不足) | - |
| ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | | | | | | |
| 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 | 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 | リアルタイムでの情報共有 | ・リアルタイムでの情報共有 | ・県河川において設置個所の特定及び設置が困難 | | 水位計等の観測機器の増設が必要 |
| (3)的確な水防活動のための取組 | | | | | | |
| ①水防体制の強化に関する事項 | | | | | | |
| 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 | 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備 | - | - | - | | - |
| | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 大規模水害発生時の水防団への連絡体制の整備 | ・複数の通信新方法の採用に伴う費用 | - | | - |
| | 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 | 住民等を含めた共同点検の実施方法 | ・水防団や地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい | ・県管理河川の洪水リスクの高い区間がわからない | | 共同点検の継続が必要 |
| 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) | 水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進 | 水防団(消防団)の人員不足 | ・団員確保が困難 | ・少子高齢化、就業形態の変化等から団員数の維持が困難 | | 団員募集の効果的な広報の実施が必要 |
| 水防訓練の充実 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 大規模水害発生時の水防団への連絡体制の整備 | ・複数の通信新方法の採用に伴う費用 | - | | 関係機関との連携強化 |
| | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 指導者不足 | ・指導者の不足 | ・消防団が実施する水防工法には限度がある ・県管理河川の氾濫等を想定した訓練は実施していない(地勢から想定しづらい) | | 関係機関との連携強化 |
| 水防団間での連携、協力に関する検討 | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 指導者不足 | ・指導者の不足 | ・消防団が実施する水防工法には限度がある ・県管理河川の氾濫等を想定した訓練は実施していない(地勢から想定しづらい) | | 関係機関との連携強化 |
| | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 建設業組合と防災協定を締結 | ・支援体制の構築が困難 | ・災害情報の共有化 | | - |

参考資料 (2)【課題】

対象外
課題なし

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 課題 | 銚田市 課題 | 行方市 課題 | 水戸气象台 課題 | 茨城県 課題 |
|--|---|----------------------|--------------------|---------------------|---|---|
| ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | | | | | | |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 | | - | - | - | | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 県防災情報ネットワークシステムの操作方法の周知 |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) | 水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | 浸水想定区域の把握 | ・浸水想定区域の把握 | ・県管理河川の氾濫想定がなされてない | 洪水予報(県・国)、土砂災害警戒情報(県)の共同発表において、どちらか一方の官署がダウンした場合「強制発表」を行うが両官署ダウンした場合の代行処置は決められていない。 | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| | 幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策 | 浸水想定区域の把握 | ・浸水想定区域の把握 | ・施設および機器により非常用電源が各々 | 支援の周知・広報 | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| | 浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 | 浸水想定区域の把握 | ・浸水想定区域の把握 | - | 自家発電障害の場合対応 | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| | 水害に対応した企業BCP策定への支援 | 企業がない | ・該当企業が不明 | ・大規模水害に対する意識の啓発 | - | - |
| (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 | | | | | | |
| 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | 緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施 | 排水設備を所有していない | ・排水機場の運用確認 | ・排水設備は所有していない | | 社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 |
| 浸水被害軽減地区の指定 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 正確な浸水実績の取りまとめができていない | ・正確な浸水実績が把握できていない | ・浸水想定及び浸水した範囲の把握が困難 | | 正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない |
| (5) 河川管理施設の整備等に関する事項 | | | | | | |
| 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) | 財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を動案して、治水対策の重点化・効率化を進める。 | | | | | 治水対策の重点化・効率化 |
| | ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。 | 全てのため池等の管理者の把握 | - | ・ため池等の過多 | | 貯める対策の推進 |
| | 出水期前の河川総点検の実施 | | | | | - |
| | 点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理 |
| | 地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。 | | | | | 上流部・中流部において浸水被害が発生している。 河川堤防など多くの未整備箇所を整備が必要 |
| | 近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し | | | | | - |
| 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 | 河川管理施設の調査の実施 | - | - | - | | 老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 施設管理者の特定が必要 |
| 河川管理の高度化の検討 | ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用 | | | | | - |
| その他 | 【再掲】出水期前の河川総点検の実施 | | | | | - |
| | 【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理 |
| (6) 減災・防災に関する取組 | | | | | | |
| 適切な土地利用の促進 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 正確な浸水実績の取りまとめができていない | ・浸水実績の範囲が不明確な部分がある | ・浸水想定及び浸水した範囲の把握が困難 | | 正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない |
| | 災害危険区域の指定促進に向けた検討 | - | - | - | | 先進事例の収集と情報共有 |
| 災害時及び災害復旧に対する支援 | 災害対応力の向上にかかる取組 | 災害復旧における技術者等の不足 | ・災害復旧における技術者等の不足 | ・危機管理意識 | | 職員の技術力向上 |

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
取組予定なし
開始年次

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 今後の取組 | 銚田市 今後の取組 | 行方市 今後の取組 | 水戸气象台 今後の取組 | 茨城県 今後の取組 |
|-----------------------------------|---|---|---|---|---------------------|---|
| (1)大規模氾濫減災協議会の設置 | | | | | | |
| 大規模氾濫減災協議会の設置 | 県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する | ・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく(H30～) | ・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく(H30～) | ・実効性が確保される仕組みを構築する(H30～) | 引き続き対応していく | 協議会における取組方針の推進(H29～) |
| (2)円滑かつ迅速な避難のための取組 | | | | | | |
| ①情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | | | | |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) | 洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築 | ホットラインを使用した訓練の実施検討(未定) | ・構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。(H30～) | - | | 引き続き、洪水予報河川及び水位周知河川以外での水位情報の提供 |
| 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) | 「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し | 地域防災計画策定の見直し(未定) | ・見直しを進める。(未定) | ・新ガイドラインとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する。(H30～) | | 新ガイドラインに基づき見直しが進むよう、引き続き、必要に応じて助言等を実施 |
| | 住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | デジタル化の整備に伴い、難聴地域への防災無線子局の増設、外国人向パンフレットの作成(未定) | ・防災無線デジタル化へ設備更新実施(H29～) | ・福祉部とも連携し情報弱者への伝達方法検討する(H30～) | | 防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～) |
| | 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 | タイムラインの作成(H30) 局地的な豪雨等に対応したタイムラインの作成(H30～) | ・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(～H30) | ・気象庁の流域雨量指数を活用した雨量等でのタイムライン作成を検討する。(H30～) | | 引き続きタイムライン作成を行うその他の河川について気象情報等により対応できるか検討する |
| | タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練 | タイムラインを作成し、訓練計画の策定(H30～) | ・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～) | ・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～) | | 市町村の図上型防災訓練の実施を支援 |
| | 住民が参加する避難訓練 | 水害想定の実施検討(未定) | ・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～) | ・内水氾濫と合わせ検討する(H30～) | | 引き続き実施 |
| | 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート) | | | | | 周知・広報の徹底(継続実施) |
| 水害危険性の周知促進 | 水位周知河川の指定推進 | | | | | 水位周知河川への指定基準を策定し、指定を検討する(H29～) |
| ICTを活用した洪水情報の提供 | プッシュ型の洪水予報等の情報発信 | 国のプッシュ型を参考に利用検討をする(H30～) | ・今後、国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～) ・国や県のシステムを利用を検討する(H30～) | 国や県のシステムを利用を検討する(H30～) | | 防災情報メール配信機能の広報(H29～) |
| 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 | 広域避難計画の策定 | 避難計画策定のための協議(未定) | | - | | 広域避難に関するガイドラインを策定する(H29～) |
| 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 | 防災情報等に関する説明会の開催 | 避難計画策定のための協議(未定) | ・検討する(H30～) | ・地域防災計画へ位置づけを検討(H30～) | 逃げ遅れゼロに向け引き続き対応していく | 進捗状況について情報共有を行う(H30～) |
| | 避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検 | モデル地域の作成(未定) | ・策定を支援する(H30～) | ・要配慮者利用施設と地勢の把握に努める(H30～) | 継続した避難確保計画作成の支援 | 進捗状況について情報共有を行う(H30～) |
| | 避難行動要支援者個別計画の作成等の促進 | 自主防災組織の協力を得て実態の把握(未定) | ・策定を支援する(H30～) | ・関係法令、機関との連携強化に努める(H30～) ・避難行動要支援者の随時更新 | | 進捗状況について情報共有を行う(H30～) |

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
取組予定なし
開始年次

-
(カッコ書き)

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 今後の取組 | 鉾田市 今後の取組 | 行方市 今後の取組 | 水戸气象台 今後の取組 | 茨城県 今後の取組 |
|----------------------------|--|---|-------------------------------------|---|----------------------------|---|
| ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | | | | |
| 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表 | | | | | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| 水害ハザードマップの改良、周知、活用 | 洪水ハザードマップの更新・周知 | 防災マップを作成し、配布(未定) | 市域のハザードマップ更新を進める(～H30) | ・ハザードマップを更新予定(H30～) | | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| | 内水ハザードマップの作成・周知 | 防災マップを作成し、配布(未定) | ・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～) | ・過去データ(罹災)をもとに検討する(H30～) | | 先進事例等を情報提供する(H30～) |
| | まるとまちごとハザードマップの作成・拡充 | 防災マップを作成し、配布(未定) | ・検討していく(未定) | ・災害種別に合わせて検討H30～) | | 先進事例等を情報提供する(H30～) |
| 浸水実績等の周知 | 【再掲】住民(自治会体未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 | デジタル化の整備に伴い、難聴地域への防災無線子局の増設、外国人向パンフレットの作成(未定) | ・防災無線デジタル化へ設備更新実施(H29～) | ・福祉部とも連携し情報弱者への伝達方法検討する(H30～) | | 防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～) |
| | 浸水実績の把握及び周知 | 関係機関と調整を実施(未定) | 過去の資料により把握済、周知を検討する。(未定) | ・過去の罹災データ等を用い浸水エリアの把握に努める(H30～) | | 関係機関と情報共有を図る(H30～) |
| 防災教育の促進 | 水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 窓口の設置について検討(H29～) | ・窓口対応の連携を整理する(H30～) | ・問い合わせ窓口の設置について検討する(H30～) | | 問い合わせ窓口の拡充(H29～) |
| | 水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施 | 防災マップを作成し、配布(未定) | ハザードマップを更新(H29)、配付(H30～) | ・ハザードマップを更新(H30～) | | 引き続きパネル展等を実施(H29～) |
| | 教員を対象とした講習会の実施 | ・教育委員会との協議を図る(未定) | ・教育委員会との協議を図る(H30～) | ・教育委員会との協議を図る(H30～) | 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく | 引き続き依頼があれば対応する(H29～) |
| | 小学生を対象とした防災教育の実施 | ・教育委員会との協議を図る(未定) | ・教育委員会との協議を図る(H30～) | ・教育委員会との協議を図る(H30～) | 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく | 引き続き依頼があれば対応する(H29～) |
| | 出前講座等を活用した講習会の実施 | ・教育委員会との協議を図る(未定) | ・教育委員会との協議を図る(H30～) | ・必要に応じ出前講座を検討する(H30～) | 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく | 引き続き依頼があれば対応する(H29～) |
| ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | | | | | | |
| 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 | 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 | 国や県で設置しているシステムの活用(継続実施) | ・国や県のシステムを活用していく(継続実施) | ・これからも国交省等のシステムを活用していく | | 水位計等の増設を行う(H29～) |
| (3)的確な水防活動のための取組 | | | | | | |
| ①水防体制の強化に関する事項 | | | | | | |
| 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 | 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備 | - | - | - | | 引き続き必要な資機材を整備する(H29～) |
| | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 連絡体制への整備(未定) | ・消防団訓練で実施している。(H29～) | ・消防団と実施を継続 | | 関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～) |
| | 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検 | 共同点検の実施方法の策定(未定) | ・管理者が実施する共同点検に参加する(H30～) | ・リスクが高い区間がわかれば消防団も含めた住民意識も高まると考える ・区長に回覧等を依頼して実施(継続実施) | | 引き続き実施 |
| 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) | 水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進 | 各種広報等を活用した団員募集(継続実施) | ・消防団員による入団勧誘(継続実施) | ・機能別消防団の検討、女性消防団員の増員を図る(H30～) | | 引き続き実施 |
| 水防訓練の充実 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 連絡体制への整備(未定) | ・消防団訓練で実施している。 | - | | 関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～) |
| | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 国・県が開催している水防訓練等の見学、参加(継続実施) | ・管理者が実施する訓練に参加を検討する。(H30～) | ・これからも地勢及び災害種別にあった訓練を実施 | | 引き続き実施 |
| 水防団間での連携、協力に関する検討 | 関係機関が連携した実働水防訓練の実施 | 国・県が開催している水防訓練等の見学、参加(継続実施) | ・管理者が実施する訓練に参加を検討する。(H30～) | ・これからも地勢及び災害種別にあった訓練を実施 | | 引き続き実施 |
| | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防訓練等の共同実施(継続実施) | ・建設業協議会と体制を構築済 | ・引き続き建設部等を通じ情報共有を図る | | 引き続き協定を継続していく |

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
取組予定なし
開始年次

-
(カッコ書き)

| 実施する施策 | 取組内容 | 潮来市 今後の取組 | 銚田市 今後の取組 | 行方市 今後の取組 | 水戸气象台 今後の取組 | 茨城県 今後の取組 |
|--|---|----------------------|------------------------|--|------------------------|---|
| ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | | | | | | |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 | | - | - | - | | 水位周知河川への追加指定を検討 県防災情報ネットワークシステムを活用した情報共有を図るため、引き続き、システム操作研修を実施 |
| 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) | 水害時に行政機能を維持するBCPの策定 | 計画等の策定を検討する(未定) | ・計画策定のための検討をする(未定) | ・様々な災害想定をしより効果の期待できる計画に取り組む(H30～) | 優先度を決め引き続き対応していく | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| | 幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策 | 計画等の策定を検討する(未定) | ・道路管理者、施設管理者への対策促す(未定) | ・非常用電源の一元化、移動電源車等の検討(H30～) | 継続した各浸水対策の作成の支援 | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| | 浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 | 計画等の策定を検討する(未定) | ・耐水化の検討を行う(未定) | ・BCPIに沿って整備(未定) | 自家発電システム操作訓練等を実施(継続実施) | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| | 水害に対応した企業BCP策定への支援 | - | ・検討していく(未定) | ・引き続きハザードマップ等で意識の高揚を図る | | 先進事例等を情報提供する(H30～) |
| (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 | | | | | | |
| 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | 緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施 | 国の排水ポンプ車等の貸与要請(継続実施) | 建設業協議会等による対応中(継続実施) | ・建設資材リース会社との災害協定により対応中 ・小規模な場合は消防ポンプを使用(継続実施) | | 新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) |
| 浸水被害軽減地区の指定 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 関係機関と調整を実施(未定) | 過去の資料により把握済 | ・過去の罹災データ等を用い浸水エリアの把握に努める(H30～) | | 関係機関と情報共有を図る(H30～) |
| (5) 河川管理施設の整備等に関する事項 | | | | | | |
| 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) | 財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。 | | | | | 引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める |
| | ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。 | 土地改良区等との確認(未定) | - | ・土地改良区等とのさらなる連携(未定) | | 貯める対策の検討を進める(H29～) |
| | 出水期前の河川総点検の実施 | | | | | 引き続き実施 |
| | 点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 引き続き優先度を決め対応していく |
| | 地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。 | | | | | 引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める |
| | 近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し | | | | | 引き続き必要に応じて実施 |
| 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 | 河川管理施設の調査の実施 | - | - | - | | 占用施設の管理者へ浸水時等の適切な対応を徹底(H29～) |
| 河川管理の高度化の検討 | ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用 | | | | | ドローンによる調査、測量など最新技術の活用を検討(H30～) |
| その他 | 【再掲】出水期前の河川総点検の実施 | | | | | 引き続き実施 |
| | 【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 | | | | | 引き続き優先度を決め対応していく |
| (6) 減災・防災に関する取組 | | | | | | |
| 適切な土地利用の促進 | 【再掲】浸水実績の把握及び周知 | 関係機関と調整を実施(継続実施) | 過去の資料により把握済 | ・過去の罹災データ等を用い浸水エリアの把握に努める(H30～) | | 関係機関と情報共有を図る(H30～) |
| | 災害危険区域の指定促進に向けた検討 | - | - | - | | 災害危険区域の指定に係る事例について情報共有を図る(H30～) |
| 災害時及び災害復旧に対する支援 | 災害対応力の向上にかかる取組 | 技術者の充実(継続実施) | 講習会・訓練等への参加(継続実施) | ・講習等を通じ危機管理意識の醸成を図る(H29～) | | 引き続き災害復旧講習会を実施するとともに、積極的な参加を呼び掛ける |